

## 特定個人情報保護委員会（第58回）議事概要

- 1 日時：平成27年9月17日（木）15：00～16：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、嶋田委員、手塚委員、加藤委員  
其田事務局長、松元総務課長
- 4 議事の概要

- (1) 議題1：特別給付金・特別弔慰金に関する事務全項目評価書についての概要説明について

特定個人情報保護委員会議事運営規程第8条第1項の規定に基づき、厚生労働省の職員が会議に出席した。

厚生労働省から、特別給付金・特別弔慰金に関する事務全項目評価書の概要について説明があった。

加藤委員から、「援護システムにおけるユーザ管理について、詳細に説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し厚生労働省から、「援護システムの利用に当たっては、個人ごとに交付されたユーザIDとパスワードにより認証を行う。またユーザIDは都道府県からの申請に基づき厚生労働省においてシステムの利用者全員のユーザID及びアクセス権限を管理しており、毎年削除して1年ごとに新たなユーザID及びアクセス権限を交付する」という旨の発言があった。

手塚委員から、「データの保管及びダウンロードの際のリスク管理について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し厚生労働省から、「サーバには専用端末からのみアクセス可能である。情報は基本的に端末には残らず、印刷時に一時的に端末に保管される情報も、自動削除される仕組みとなっている。データ削除については、都道府県は行えず厚生労働省のみが可能であり、保存期間の満了時に削除する仕組みとしている」という旨の発言があった。

嶋田委員から、「援護システムの通信経路におけるリスク対策について詳細に説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し厚生労働省から、「国又は自治体においては、専用端末により、専用ネットワークを通じてシステムにアクセスするもので、ネットワーク上には個人番号は保存されない」という旨の発言があった。

さらに嶋田委員から、「本件業務は国・自治体と多岐にわたる職員が関わるが、教育について重点的な取組事項その他の工夫はあるか」という旨の発言があった。これに対して厚生労働省から、「留意点を通知することを予定しており、制度の施行準備段階から教育を行い、施行事務研修会の場で啓発を図りたい。自己点検チェックリストを用いて定期的な確認を求めるとともに、都道府県に対しては報告を求める予定である」という旨の発言があった。

堀部委員長から、「市区町村、都道府県、国の各主体における特定個人情報

報の入手時期、入手方法、リスク対策について、整理して説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し厚生労働省から、「特定個人情報は、請求者が市区町村に請求する際に取得される。援護システムは都道府県及び厚生労働省が利用し、都道府県及び厚生労働省においても自らの事務に必要な範囲しか閲覧できないように、システム上設計されている」という旨の発言があった。

(2) 議題2：農業者年金業務等に関する事務全項目評価書についての概要説明  
について

特定個人情報保護委員会議事運営規程第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金（以下「農業者年金基金」という。）の職員が会議に出席した。

農業者年金基金から、農業者年金業務等に関する事務全項目評価書の概要について説明があった。

手塚委員から、「特定個人情報のインターネットへの流出のリスク対策について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し農業者年金基金から、「インターネット回線がつながっている記録管理システムと個人番号を格納する住基連携システムとは、セグメントが切り離されている」という旨の発言があった。

加藤委員から、「地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する際のデータの受渡し方法とそのリスク対策について、詳細に説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し農業者年金基金から、「電子媒体で受渡しを行う場合には、情報の暗号化を行い、鍵付きのケースに入れて受渡しを行う。また電子媒体への記録の際は、ID・パスワードで限定された担当者のみアクセス可能とし、かつアクセスログを保存して確認できるようにしている」という旨の発言があった。

嶋田委員から、「データを不正に複製できない仕組みについて、システム上どのような設定がされているのか説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し農業者年金基金から、「職員の端末にはダウンロードできないようシステム設計しており、USB等への情報移管は不可能としている」という旨の発言があった。

堀部委員長から、「規程類の整備及び職員教育について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し農業者年金基金から、「内部規程については、マイナンバー制度に対応した内容とする改正の作業中である。情報セキュリティに関する研修をこれまでも定期的に行ってきたが、規程改正と人事異動の時期を踏まえて実施したいと考えている」という旨の発言があった。これを受けて堀部委員長から、「できる限り速やかに対応されたい」という旨の発言があった。

(3) 議題3：出張の報告（フィリピン）について  
事務局から、資料に基づき報告があった。

(4) 議題4：その他について

事務局から、苦情あっせん相談窓口の設置に関するお知らせについて、資料に基づき説明があった。原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。

手塚委員の海外渡航について承認された。

事務局から、第43回及び第44回委員会の議事概要案について説明があった。原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。

以上

## 特定個人情報保護委員会（第59回）議事概要

- 1 日時：平成27年9月28日（月）16：00～17：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、手塚委員、加藤委員  
其田事務局長、松元総務課長
- 4 議事の概要
  - (1) 議題1：「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の一部を改正する件（告示案）」について事務局から、パブリックコメントにおいて寄せられた意見及び回答（案）について説明があった。

ガイドライン改正に係る告示（案）について原案のとおり決定され、公布の進めるとともに、パブリックコメントの結果を公表することとなった。
  - (2) 議題2：特別給付金・特別弔慰金に関する事務全項目評価書について事務局から、特定個人情報保護評価指針に定める「審査の観点」及び「審査の観点における主な考慮事項」に基づき、特別給付金・特別弔慰金に関する事務全項目評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性及び妥当性について審査した結果について説明があった。

嶋田委員から、「自己点検・監査について具体的に記載されていて良い」という旨の発言があった。

本評価書について承認され、厚生労働省に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。
  - (3) 議題3：農業者年金業務等に関する事務全項目評価書について事務局から、特定個人情報保護評価指針に定める「審査の観点」及び「審査の観点における主な考慮事項」に基づき、農業者年金業務等に関する事務全項目評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性及び妥当性について審査した結果について説明があった。

加藤委員から、「評価書の記載のうち、特に電子媒体の受渡しについて、ヒューマンエラーのないよう対応いただくよう伝えてほしい」という旨の発言があった。

本評価書について承認され、独立行政法人農業者年金基金に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。
  - (4) 議題4：その他について

事務局から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務」及び日本私立学校振興・共済事業団が実施する「日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務」における特定個人情報保護評価の実施時期に係る協議について説明があった。

阿部委員から、「今後評価を行う事務については、評価書案の作成から当委員会による承認までの期間が限られてくると見込まれることから、評価実施機関に対して注意喚起されたい」という旨の発言があった。

本協議について了承され、独立行政法人日本学生支援機構及び日本私立学校振興・共済事業団に対し、了承された旨を通知することとなった。

事務局から、第45回、第46回及び第47回委員会の議事概要案について説明があった。原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。

事務局から、第41回委員会で決定された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」について、公布された旨の報告があった。また、第57回委員会で決定された告示（「独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」及び「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」）が官報に掲載された旨、並びに通知（「行政機関における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」）を各行政機関に発出した旨、報告があった。

以上

## 特定個人情報保護委員会（第60回）議事概要

- 1 日時：平成27年10月5日（月）15：15～15：45
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、嶋田委員、加藤委員  
其田事務局長、松元総務課長
- 4 議事の概要  
議題：「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」  
及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&Aの追加・更新等について  
事務局から資料に基づき説明があった。  
原案のとおり決定され、ホームページ等に掲載することとなった。

以上

## 特定個人情報保護委員会（第61回）議事概要

- 1 日時：平成27年10月6日（火）14：00～14：30
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、手塚委員、加藤委員  
其田事務局長、松元総務課長
- 4 議事の概要
  - (1) 議題1：出張の報告（アメリカ合衆国、カナダ）について  
事務局から、平成27年9月に行った個人情報保護制度に関する海外調査について報告があった。  
阿部委員から、「当委員会が改組により一般的なデータ保護機関としての権限を有することになる点について、訪問先の機関でも関心が高かった」という趣旨の発言があった。
  - (2) 議題2：その他について  
事務局から、第59回委員会において承認した全項目評価書を厚生労働省及び独立行政法人農業者年金基金が公表したことについて報告があった。  
事務局から、第48回及び第49回委員会の議事概要案について説明があった。原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。

以上